

学修評価方法・卒業認定基準等

【成績評価と単位の認定】

第 12 条 教科課目の成績評価及び単位認定は、学年末において、各学期末に行う試験、実技の成果、履修状況を総合的に勘案して行う。

- 2 教科課目を履修し、出席時間数とその教科課目の授業時間数の 3 分の 2（実習を伴う教科課目は 5 分の 4）以上のものは成績評価を受けることができる。
- 3 各教科課目の成績評価は、総合成績（実習を含む）を 100 点満点とし、60 点以上を合格とする。
- 4 教科課目の成績は、A+、A、B、C 及び D の評語をもって表し、A+、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする。
- 5 成績評価で合格した者であっても、出席時間数とその教科課目の単位の必要な時数を満たさない場合は、補習を受けなければ所定の単位を修得できない。十分な補習を修了し、合格したものには単位を与えることができる。

評価	評価基準	100点満点での目安
A+	到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている	90点以上
A	到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている	80～89点
B	到達目標を達成している	70～79点
C	到達目標を最低限達成している	60～69点
D	到達目標を達成していない	60点未満

【進級】

第 28 条 第 12 条に定める教科課目の成績評価に基づいて、学校長は進級の認定を行う。

第 29 条 進級条件は、各号のすべてを満たしているものとする。

- (1) 1年次に履修すべき、教科課目の単位をすべて取得していなければならない。
- (2) 1年次の校納金を完納していなければならない。

【卒業認定の基準】

第30条 第12条に定める教科課目の成績評価に基づいて、学校長は課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上在籍し、課程を修了したと認められた者には、卒業証書を授与する。

【称号の授与】

第31条 前条により専門課程での卒業を認定された者には、専門士（衛生専門課程）の称号を授与する。

2 称号は卒業証書への記載により授与したものとする。

【客観的な指標の算出方法】

履修科目の成績評価を100点満点で点数化し、全科目の合計点の平均点を算出する方法を導入している。

また、前期・後期の定期試験において、下位 1/4 に該当するものに対して、年2回、学業成績に関する適格認定を行う。